

毎週火、金曜日発行（但休日相当日を除く）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告 示

◇告示 建設業者の登録まつ消
建設業者の登録

鳥取県告示第六百三十六号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の
規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五
条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように
登録をまつ消した。
昭和三十六年十一月七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 （一）第四七六号	昭三四、 九、二八	（株）朝日工務店	米子市加茂町二丁目六	齊木千代徳	昭三六、 九、二八

鳥取県告示第六百三十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年十一月七日

鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗

00789

登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所在地	申請者氏名	摘要
鳥取県知事登録 (と)第五八八号	昭三六、一〇、一六	名和建設	西伯郡名和町御来屋	石橋 憲治	土木工事
第一号	一八	岩美興産(株)	岩美郡岩美町浦富	大西 一男	建設工事
第五八九号	一六	昭和建設(株)	鳥取市東品治町一〇	田中 柳八	"
第四七九号	"	河原水道商会	八頭郡河原町大字渡一本	福田 勲	管土木工事
第八号	一八	青 笹 組	米子市末広町五	青笹 弥作	建築工事
第三八一号	"	(有)杉根組	西伯郡名和町大字御来屋	杉根 茂男	建設工事
第一二号	"	東亜土木建築工業(有)	倉吉市宮川町	馬野雄治郎	"

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
 [定価] 一部月額二二〇円(配達料共) 所 県